

岡崎市ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集目的

本市では、公共施設を有効に活用し、新たな財源の確保と施設の魅力向上や地域活性化に役立てることを目的として、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 対象施設

本募集要項において募集対象とする施設は、別紙「対象施設別概要・募集条件」のとおりです。

3 募集概要

(1) ネーミングライツ料

対象施設ごとに別紙「対象施設別概要・募集条件」に記載の最低価格以上の金額（消費税及び地方消費税を含む。）。

(2) 契約期間

別紙「対象施設別概要・募集条件」に記載の契約期間の範囲（上限 10 年）。

(3) 愛称に係る条件

ア 対象施設の概要及び設置目的に沿った愛称とします。

イ 対象施設の愛称を募集するものであり、正式な名称を変更するものではありません。

ウ 岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準を遵守するものとします。

エ 愛称には、都道府県名及び本市以外の市町村名を使用できません。

オ 契約締結後の愛称変更はできません。

カ 施設ごとの固有の表示条件（施設名を残す形等）は、別紙「対象施設別概要・募集条件」のとおりです。

(4) 表示に係る条件

ア 愛称の表示は、企業名、商品名等を含む日本語、英語、アルファベット等を用いたものとし、市民や施設利用者にとって、親しみやすく、呼びやすく、理解しやすいものに限ります。

イ 愛称表示は、(5)の表示可能場所の形状や状況等を踏まえて協議により決定しま

す。

ウ 愛称を表示する看板等の製作及び設置に当たり、看板等のデザイン、仕様及び施工計画について、パートナーは事前に市から書面で承認を受けるものとします。また、看板等のデザインについて、必要に応じて再提案を求める場合がありますが、提案金額の変更は行いません。

エ 企業ロゴやマークについては、パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。ただし、岡崎市屋外広告物条例の規定により、表示に制限がある場合があります。

オ 当該対象施設の管理に支障をきたさない愛称とします。

なお、業務上やむを得ない事由が生じた場合、対象施設における愛称を表示している看板等の一時撤去等を行う場合があります。

カ 対象施設の形状や状況等により、表示可能な位置が限られる場合があります。

(5) 愛称表示可能場所

対象施設ごとに別紙「対象施設別概要・募集条件」に提示していますので、御確認ください。

また、提示した箇所以外に表示箇所を追加する場合については、契約締結時に本市との協議の上、決定します。

(6) 愛称表示に係る費用負担

ア パートナーの負担

- ・対象施設等に設置する看板等の新設及び表示変更に要する費用
- ・看板等の新設及び表示変更を行った箇所の修繕、維持管理に要する費用
- ・契約期間の終了又は契約解除による原状回復に要する費用
- ・原状回復を市が代わりに行った場合の原状回復に要した費用
- ・愛称付与に伴う記念式典その他のイベントをパートナーが開催する場合に要する費用

イ 市の負担

- ・パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページ等における対象施設の表示の変更に要する費用

※ 施設パンフレット等の印刷物については、既存の在庫がなくなり次第、愛称

を使用した新たなことに切り替えるものとします。ただし、パートナーの意向により、在庫がなくなる前に切り替える場合は、その切替えに要する費用はパートナーの負担とします。

(7) 愛称使用開始時期

令和9年4月1日から（予定）

※パートナーとの協議により変更することがあります。

(8) 愛称の普及・周知

市は、広報紙、市ホームページ及び施設パンフレット等により、愛称の市民への周知に努めます。

(9) パートナーメリット

パートナーにメリットを付与する場合、対象施設等ごとに設置目的や関連法令の規定等を踏まえ決定します。詳細については、パートナーとの協議・調整を行った上で適切に運用することとします。

ア 標識類や施設看板などへの愛称の表示

イ パンフレット等への愛称記載

ウ 市公式ホームページや市広報紙等による広報

エ 関係機関への愛称使用の周知、働きかけ

オ その他（施設の設置目的や関連法令等の範囲内のもの）

4 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することはできません。

(1) 公序良俗に反する事業を行う団体

(2) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体

(4) 国税、県税及び市税の滞納がある団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）並びに「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日合意）に関連する条項等に関与する団体

- (6) 岡崎市広告掲載基準第3条に規定する業種又は事業者
- (7) その他、本市のパートナーとして不適当と認められる団体

5 応募手続

(1) 応募受付期間

令和8年10月19日（月）から令和8年12月18日（金）まで

※郵送の場合は期限内必着、持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に下記11の提出先までお持ちください。

(2) 応募方法

次号の必要書類について、それぞれ1部を書面で提出してください。

(3) 必要書類

ア 岡崎市ネーミングライツ事業応募申請書（様式1）

イ 地域活動、社会貢献等に関する取組提案書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 役員等名簿（様式4）

オ 法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）【写し可】

カ 法人の概要のわかる資料及び直近3か年の決算報告（任意様式）

キ 直近の国税、都道府県税及び市町村税の未納がないことの証明書【写し可】

ク 愛称表示のデザイン（任意様式）

ケ 商品名やブランド名を冠する場合は、当該商品等についての概要資料
（任意様式）

※ オ及びキは、申請書を提出する日の3か月以内に発行されたものとします。

(4) 留意事項

ア 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、応募に係る検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

イ 応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差替え、再提出は認めません。ただし、市が修正を求める場合は、この限りではありません。

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合、その申請は無効とします。

エ 本市が必要と認める場合、追加の書類提出を求めることがあります。

オ 申請に関する費用は、全て提出者の負担とします。

カ 提出された書類は返却しません。

キ 提出書類については、優先交渉権者の選定についてのみ使用することとします。ただし、選定後、申請結果の公表のため必要となる場合は内容の全部又は一部を公表します。また、岡崎市情報公開条例（平成 11 年条例第 31 号）に基づき、開示することがあります。

なお、本件における優先交渉権者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とします。

ク 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 質問及び回答

ア 質問の資格者

資格を有する者は、法人とします。

イ 質問の方法

「質問票」（様式 5）により質問の要旨を簡潔にまとめ、持参又はメールで下記 11 の問合せ先に送付してください。

ウ 受付期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）から令和 8 年 11 月 13 日（金）まで

エ 回答

公平を期すため、原則として質問に対する回答は、市ホームページへ順次掲載します。また、回答は、本要項と同等の効力を有するものとします。

6 審査方法及び審査基準

岡崎市ネーミングライツパートナー選定委員会において、対象施設ごとに提案金額、愛称案、地域貢献、経営状況、契約期間などを総合的に審査し、優先交渉権者を選定し、市が決定します。その後、市は優先交渉権者と契約の詳細について協議を行い、契約内容が合意に至り次第、契約を締結します。

優先交渉権者との間で契約合意に至らなかった場合は、次点交渉権者との契約交渉

を行うものとします。

なお、応募が1者であっても、選定委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするか否かを市が決定します。

(1) 応募資格審査

応募者が、本募集要項における応募資格を満たしていること及び提案が募集概要を満たしていることを確認します。応募資格等を満たしていないと判断された場合は、失格とします。

(2) 応募内容の総合評価

応募資格等審査の結果、応募資格等を満たしていると判断された応募者を対象として、次表の審査項目に基づき得点化し、評価します。配点は次の通りです。

審査項目	評価内容	配点
金額	点数 = 配点 × (提案金額 ÷ 最高提案金額) ※金額は年額で計算する。	50 点
契約期間	契約期間の妥当性、相対評価	10 点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ・わかりやすさ、 対象施設のイメージとの整合性	20 点
地域貢献等	地域貢献・社会貢献等の実績、企業の提案内容、 その他 P R 事項の評価や市内の事務所等の有無	10 点
経営状況	財務状況から見た経営の健全性	10 点
合計		100 点

7 優先交渉権者の決定通知及び公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、令和9年1月中に応募者に文書で通知します。また、決定した優先交渉権者については岡崎市のホームページ等を通じて公表します。

8 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は原則、年度ごとの支払とし、毎年度当初に市が発行する納入

通知書により納付していただきます。原則、年額払としますが、契約期間が1年に満たない年度については、月割りで算出した額を、1月に満たない期間については、日割り計算は行わず、1月分としてみなした額を支払うものとします。

9 リスク分担

- (1) パートナーが新設又は変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合は、パートナーの責任及び負担において解決するものとします。
- (2) その他、本募集要項に定めのない損害等生じた場合の負担は、市とパートナーが協議し、この負担について決定することとします。

10 その他

- (1) 募集する名称は施設等の愛称であるため、条例上の名称の変更は行いません。
- (2) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、愛称が定着する当分の間、条例上の施設名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。
- (3) 契約締結前に、契約保証金としてネーミングライツ料の1割以上の金額を納付していただきます。ただし、履行保証保険証券の提出をもって契約保証金に代えることが出来ます。契約保証金は契約期間満了後、パートナーが原状回復等の契約に定める義務を履行した後に返還します。

なお、契約保証金には利息は付さないものとします。

- (4) パートナー決定後にパートナーが「4 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなった場合又は社会的信用を著しく損なうなどパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市はパートナー決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。
- (5) 契約更新に際しては、パートナーに優先交渉権（契約期間満了後、パートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利）があります。ただし、契約期間は通算で10年間を超えられません。
- (6) 既納のネーミングライツ料は、原則返還しません。ただし、市の都合による施設の利用停止等の事由により、愛称の表示が困難となった場合は、パートナーは市に対し、その期間に応じたネーミングライツ料の全部又は一部の返還について協議できるものとします。
- (7) 契約日、愛称使用開始日については市と優先交渉権者との間で、協議の上決定し

ます。

- (8) 契約期間中に、施設の改修工事等により 1 か月以上の休館が予定されている場合は、当該期間のネーミングライツ料等については、別途協議するものとします。
- (9) 施設敷地内外の看板等（道路標識等を含む）の新設又は変更を希望する場合、パートナーは、事前に市及び関係機関と協議の上、設置等が可能なものについて自らの発注及び費用負担により、必要な手続を経た上でこれを行うものとします。

11 問合せ先・提出先

担当：岡崎市役所財務部行政経営課 財産管理係

住所：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地（東庁舎 5 階）

電話：0564-23-6034 （平日午前 9 時から午後 4 時まで）

E-mail：gyosei@city.okazaki.lg.jp

【別紙】対象施設別概要・募集条件

募集対象となる 5 施設の概要及び施設ごとの応募条件は、次のとおりです。

施設名	岡崎市せきれいホール
所在地	岡崎市朝日町 3 丁目 36 番地 5
設置目的	音楽、演劇その他催しの場とすることを目的とし、文化芸術の振興を図る。
施設の概要	ホール（座席数 500 席（ほか車いす席 3 席））、楽屋、集会室
年間利用者数（施設カルテ）	57,280 人/年
ネーミングライツ料（最低価格）	年額 200 万円以上（税込）
契約期間	3 年以上 10 年以内
愛称表示可能場所・愛称条件	【場所】正面外壁看板、エントランス誘導看板等 【条件】施設名称（せきれいホール）を残した形とする。 西側門柱は指定文化財のため、事前に協議が必要です。
担当課（施設所管）	社会文化部文化振興課

施設名	岡崎中央総合公園庭球場
所在地	岡崎市高隆寺町字峠 1 番地
設置目的	市民のスポーツ・レクリエーション活動を振興し、健康増進と体力の向上を図る。
施設の概要	砂入人工芝センターコート 1 面、砂入人工芝一般コート 16 面、砂入人工芝練習コート 2 面、クラブハウス、照明設備
年間利用者数	193,213 人/年
ネーミングライツ料（最低価格）	年額 70 万円以上（税込）
契約期間	3 年以上 10 年以内
愛称表示可能場所・愛称条件	【場所】メイン入口ゲート看板、クラブハウス壁面等、園内大看板 1 か所等 【条件】スポーツ施設にふさわしい愛称とする。 ※園内にあるその他案内看板は、現状のままとする。
担当課（施設所管）	社会文化部スポーツ振興課

施設名	出会いの杜公園
所在地	岡崎市岡崎駅前一丁目 9
設置目的	駅前の緑豊かな交流・憩いの空間を提供し、にぎわいの創出と地域の活性化を図る。
施設の概要	広場、屋根付き回廊、園名版等（約 0.3ha）
年間利用者数（施設カルテ）	—（屋外空間のため計算対象外）
ネーミングライツ料（最低価格）	年額 50 万円以上（税込）
契約期間	3 年
愛称表示可能場所・愛称条件	【場所】公園入口名称看板 【条件】施設名称（出会いの杜公園）を残した形とする。
担当課（施設所管）	都市基盤部公園緑地課

施設名	岡崎市美術館
所在地	岡崎市明大寺町字茶園 11 番地 3
設置目的	美術品等の展示及び鑑賞の機会を提供し、市民の美術活動の発表・振興を図る。
施設の概要	展示室（第 1 展示室～第 6 展示室）、常設展示コーナー
年間利用者数（施設カルテ）	69,426 人/年
ネーミングライツ料（最低価格）	年額 100 万円以上（税込）
契約期間	3 年以上 10 年以内
愛称表示可能場所・愛称条件	【場所】本館正面外壁銘板、アプローチ案内看板等 【条件】「岡崎市」及び「美術館」を残す形とする。
担当課（施設所管）	社会文化部美術館

施設名	岡崎市体育館
所在地	岡崎市六名本町7番地
設置目的	市民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興並びに健康増進を図る。
施設の概要	競技場、武道場（柔道場・剣道場）、トレーニング室、ランニングコース等
年間利用者数（施設カルテ）	136,911 人/年
ネーミングライツ料（最低価格）	年額 500 万円以上（税込）
契約期間	3 年以上 10 年以内 ※令和9年度から10年度にかけて改修工事を予定しているため、契約日及び愛称使用日は協議の上決定します。
愛称表示可能場所・愛称条件	【場所】正面外壁看板、館外北側看板、館内メインエントランス看板等 【条件】市民に親しまれ、スポーツ施設にふさわしい愛称とする。
担当課（施設所管）	社会文化部体育館